

泉パークタウンエリア(紫山3・4丁目)にお住まいの方向け

令和6年度

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金

申請の手引き



脱炭素先行地域

【問合せ先】

もり みやこだつたんそ

杜の都脱炭素センター ☎(022)745-2030

受付時間 木曜日、金曜日、土曜日、日曜日の午前9時から午後5時まで(祝日も受付)

※月～水曜日及び年末年始(令和6年12月29日～令和7年1月3日)はお休み

ホームページ <https://sendai-zero-carbon.jp>



【申請書等の提出先】

〒980-0811

仙台市青葉区一番町2丁目8-25 NTT 東日本仙台青葉通ビル

株式会社 NTT ネクシア東北センター内 杜の都脱炭素センター あて

令和6年7月

仙台市環境局先行地域推進室

(第1版)

※ 補助金のうち「既存住宅断熱改修」は、別に「申請の手引き」をご用意していますので、そちらを確認してください。

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金を申請される皆様へ

この補助金の活用を検討される方は、以下の点を十分に確認した上で、交付申請してくださいようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が本市に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 本市の補助金交付決定の日より前に、補助対象事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができません。
ただし、やむを得ず交付決定の日よりも前に事業に着手しなければならない場合で、「事前着手届出書」(様式第3号)を提出の上、不備がないことを本市が確認した場合は、この限りではありません。
3. この補助金により取得した設備を補助金の目的以外の用途に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。
なお、本市は必要に応じて、取得設備の管理状況等について現地調査等を行うことがあります。
4. 取得設備を処分(譲渡、交換、貸付、廃棄など)しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書」(様式第12号)を本市に提出し、その承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、本市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。
5. 本市は、補助金の交付決定を受けた者及び交付を受けた者に対し、再エネ発電量やCO2削減量等に関するアンケートについて協力を求めることがあります。

目次

1. 目的	- 1 -
2. 補助金申請の流れ	- 2 -
3. 交付対象者	- 3 -
4. 補助対象事業等	- 4 -
(1) 補助対象事業	- 4 -
(2) 補助対象設備	- 4 -
(3) 事業者届出制度について	- 4 -
【コラム① 再エネ100%電力について】	- 5 -
5. 補助金プラン	- 6 -
【コラム② デマンド・レスポンス(DR)について】	- 7 -
6. 補助対象設備の要件	- 9 -
7. 補助対象経費	- 13 -
8. 補助金額	- 13 -
9. 交付申請等の受付・提出期間	- 14 -
(1) 交付申請の受付期間・提出先	- 14 -
(2) 実績報告書の提出期間・提出先	- 14 -
(3) 補助金交付請求書の提出期間・提出先	- 15 -
10. 交付申請に必要な書類	- 16 -
(1) 必要書類一覧	- 16 -
(2) 書類作成時の確認事項	- 18 -
(3) 交付申請書(居住者が申請する場合)の記入方法	- 21 -
(4) 交付申請書(初期ゼロ事業者が申請する場合)の記入方法	- 26 -
【参考】供給地点特定番号の確認方法(DRに参加する場合は必ず確認してください)	- 31 -
(5) 事業計画書の記入方法	- 33 -
11. 実績報告に必要な書類	- 40 -
(1) 必要書類一覧	- 40 -
(2) 書類作成時の確認事項	- 41 -
(3) 実績報告書の記入方法	- 43 -
12. 補助金の交付	- 51 -
13. 取得財産の管理・処分	- 51 -
14. 自家消費割合の報告	- 51 -
15. 再エネ100%電力契約状況の報告	- 51 -
16. 補助事業完了後の市への協力	- 51 -

1. 目的

本市は、令和3年3月に「2050年ゼロカーボンシティ」の宣言を行うとともに、「仙台市地球温暖化対策推進計画」(令和6年3月改定)において、令和12年度における温室効果ガス排出量を平成25年度比で55%以上とする削減目標を設定し、市民・事業者の皆さまと協働して「脱炭素都市づくり」の取り組みを進めています。

このような中、令和5年11月、本市は、脱炭素・カーボンニュートラルを目指す全国のモデルとなる地域を、環境省が全国で少なくとも100か所選定する「脱炭素先行地域」に選ばれました。

本市の「脱炭素先行地域」は、「109万市民の“日常”を脱炭素化～「働く人」「暮らす人」「訪れる人」が豊かな時間を過ごせる“新たな杜の都”～」をテーマに、定禅寺通エリア、泉パークタウンエリア(紫山3丁目・4丁目)、東部沿岸エリアを対象地域として、令和6年度から令和12年度まで脱炭素に資する様々な取組を展開します。

このうち、泉パークタウンエリア(紫山3丁目・4丁目)では、太陽光パネルの導入や断熱改修等による「住宅の脱炭素リノベーション」に取り組むこととしており、住民の皆さまの設備導入等を支援することを目的として、令和6年度から令和10年度までの5年間、国の交付金を活用した補助事業を実施します。

補助金の申請にあたっては、本事業の趣旨を十分にご理解いただいた上で、「令和6年度 仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金 申請の手引き」(以下「本手引き」という。)のほか、関連する以下の資料を必ず確認してください。

- 仙台市補助金等交付規則
- 仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付要綱(以下「要綱」という。)
- 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(以下「国実施要領」という。)

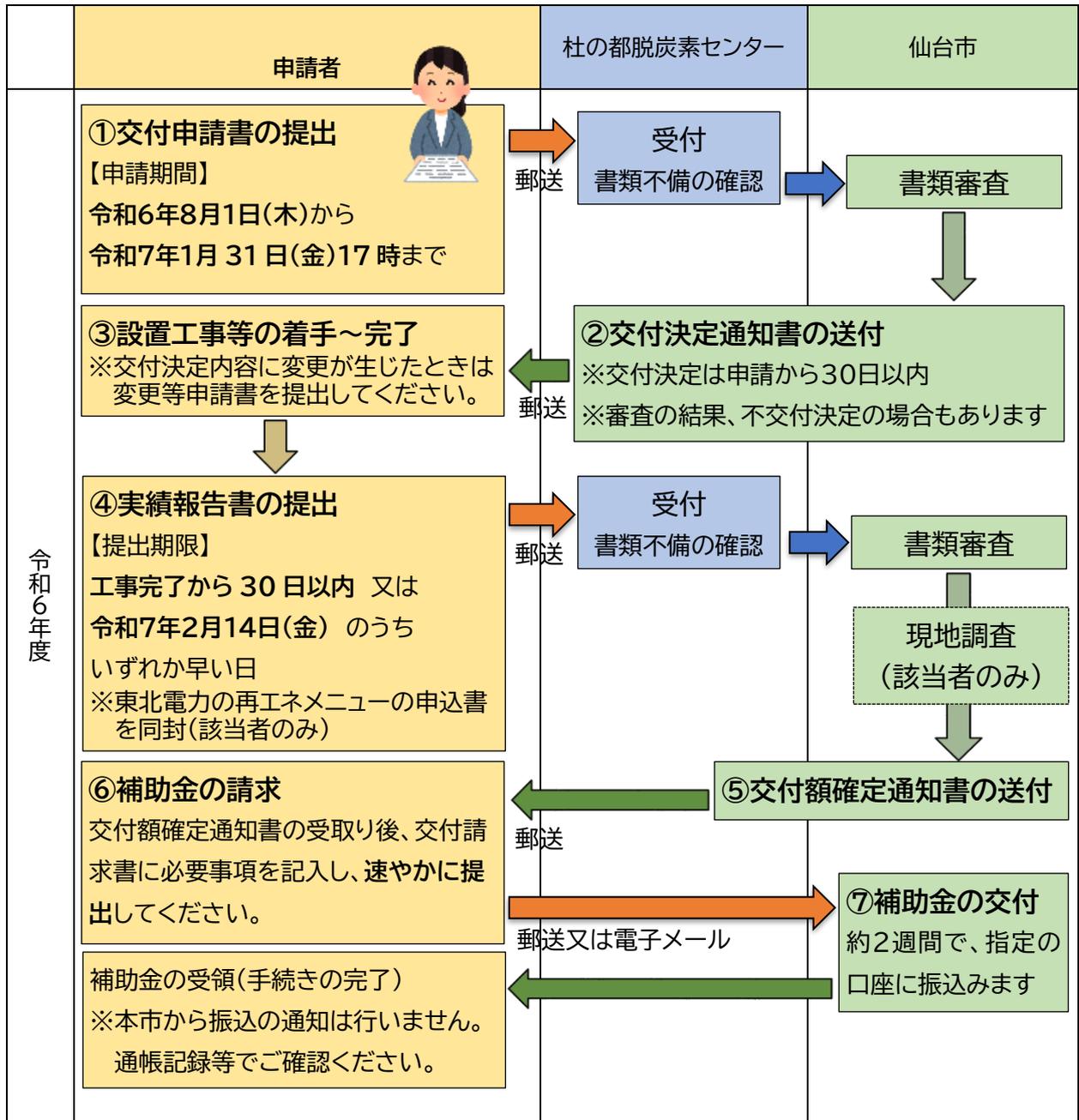
※本市の「脱炭素先行地域」の取り組みについては、以下のリンクをご参照ください。

URL: <https://www.city.sendai.jp/ondanka/senkoutiiki.html>

2. 補助金申請の流れ

補助申請期間（令和6年度）

令和6年8月1日（木）～令和7年1月31日（金）



Q 交付決定の前に着手した場合は、補助対象にはならないのでしょうか。
 A 原則、対象とはなりません。ただし、工期の関係などでやむを得ず交付決定の前に事業に着手する場合は、「事前着手届出書」(様式第3号)を提出し、確認を受けてください。なお、事前着手した場合でも、速やかに交付申請書を提出してください。

Q 申請手続きを事業者代行してもらうことはできますか。
 A 事業者による申請の代行ができます。ただし、事業者が申請手続きを代行する場合であっても、申請者・補助金交付先は導入設備を使用する方です(初期費用ゼロサービスの場合を除く)

3. 交付対象者

この補助金の交付対象者は、次のとおりです。

- ・ 仙台市泉区紫山3丁目・4丁目に所在する住宅(以下「対象住宅」という。)に居住する方
または
- ・ 対象住宅で「初期費用ゼロサービス」を提供する事業者(以下「初期ゼロ事業者」という。)

ただし、以下のことに反している場合は、交付対象者となりません。

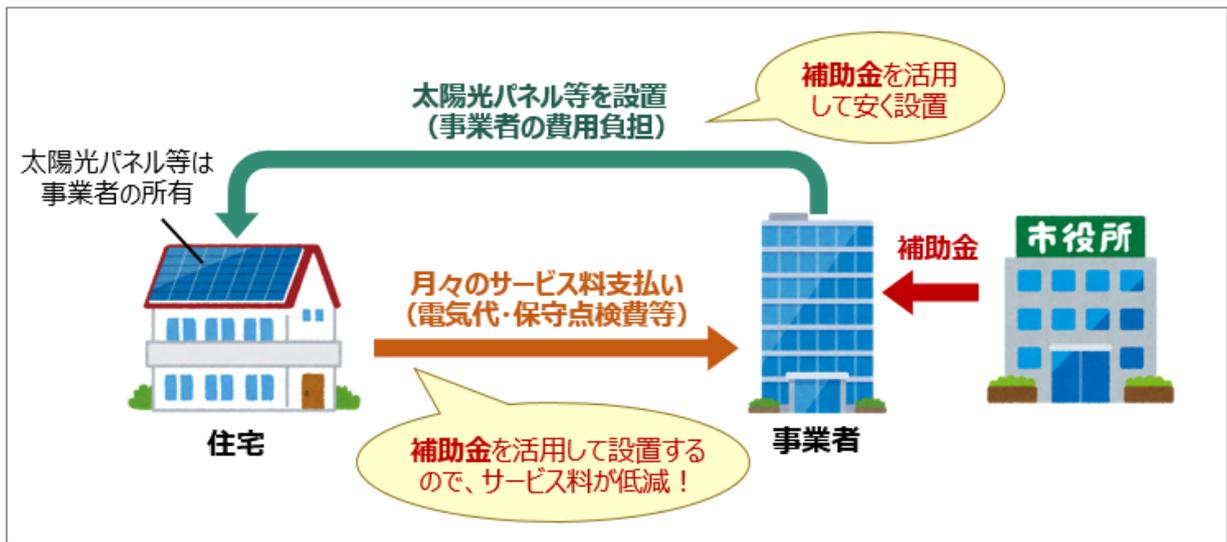
- ・ 法令、条例、規則、要綱又はこれらに基づく指示に反する行為を行わないこと
- ・ 暴力団等と関係を有していないこと
- ・ 本市の市税を滞納していないこと
- ・ 導入設備について、この補助金のほかに国又は本市が実施する補助の交付を受けていないこと

Q 「初期費用ゼロサービス」とは何ですか。

A 太陽光パネル等については、ご自身で設備を所有する場合と、事業者が初期費用を負担して設備を設置し、住民の方は月々のサービス料金等支払う「初期費用ゼロサービス」があり、今回の補助金はいずれの導入方法でも補助の対象となります。

なお、「初期費用ゼロサービス」を利用する場合は、市から初期ゼロ事業者に補助金を交付し、その補助金分を月々のサービス料金等から差し引くこととなります。なお、サービス期間は一般的に10～15年程度で、期間終了後はお住まいの方に設備が無償譲渡されます

初期費用ゼロサービスは、大きく分けて「電力販売契約(PPA)」と「リース契約」があり、主な特徴や事業の仕組みは以下のとおりです。



4. 補助対象事業等

(1) 補助対象事業

事業実施期間が、令和6年8月1日(木)から令和7年2月14日(金)までの、以下の全ての要件を満たす事業が補助の対象となります。(上記の期間内に事業が完了しない場合は、補助対象外となりますので、ご注意ください(年度をまたいだ事業は補助対象外です))。

- ① 仙台市泉区紫山3丁目・4丁目を実施するものであること。
- ② 要綱に定める設備を導入するものであること。
- ③ CO2排出の削減に効果があるものであること。
- ④ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ⑤ 商用化され、導入実績がある設備であること(中古設備は、原則、対象外)。
- ⑥ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ⑦ 整備する設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り補助対象に含めることとし、その補助率等は当該設備整備の補助率等と同じとすること。
- ⑧ 事業に関する契約相手方について、原則として2者以上の見積り合わせにより選定すること。
- ⑨ 原則として、本市に事業実施の届出を行った事業者によるものであること。
- ⑩ 初期費用ゼロサービスについては、本市が定める要件を満たすものであること。
- ⑪ 原則として、同一対象住宅における同一種類の設備について、1度もこの補助金の交付を受けていないこと。
- ⑫ 事業を実施した対象住宅の使用電力を、再エネ100%電力にすること(補助金の交付を受けた年度の翌々年度までに切り替え)。

(2) 補助対象設備

補助対象設備	
再エネ設備整備	太陽光発電設備
基盤インフラ整備	蓄電池(家庭用蓄電池)
	HEMS(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)
省CO2等設備整備	高効率給湯器(自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュート))
	既存住宅断熱改修

※ 既存住宅断熱改修は、別に「申請の手引き」をご用意していますので、そちらを確認してください。

(3) 事業者届出制度について

泉パークタウンエリア(紫山3丁目・4丁目)において補助金を活用して実施する設備の導入は、以下のことを踏まえ、事業者届出制とします。本手引きの4(1)⑨に記載のとおり、未届け事業者による設備の導入は、原則として補助対象外となります。届出済事業者の一覧は「社の都脱炭素センター」のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

【届出制とする目的】

- ① 需要家の安心の確保 : 悪質な訪問販売事業者等による勧誘の防止
- ② 事業の着実な推進 : 事業趣旨及び補助制度を熟知した担い手による事業の着実な推進

【コラム① 再エネ 100%電力について】

「脱炭素先行地域」では、対象地域のご家庭の電気の使用に伴うCO₂の排出を、令和12年度(2030年度)までに実質ゼロとする必要があります、以下のイメージでこれを実現します。

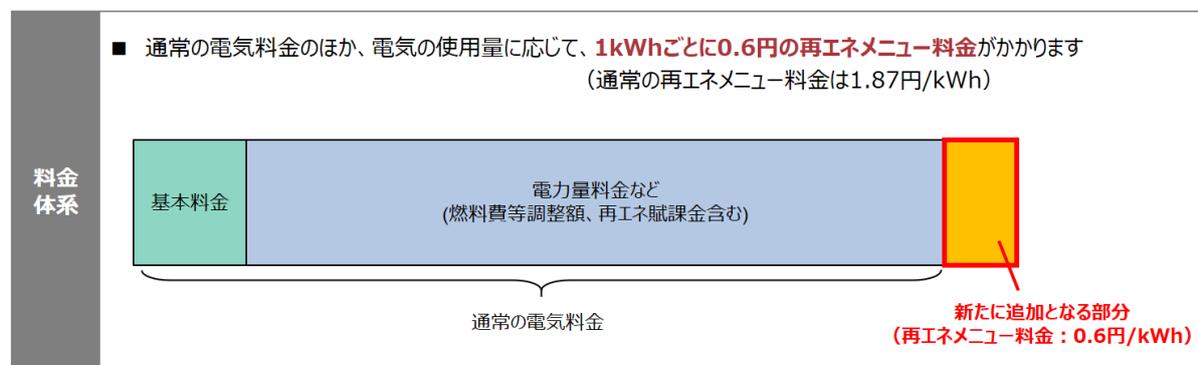


この補助金では、上記の「減らす」(省エネ)、「創る・貯める」(再エネ)のために必要な設備の導入を支援します。

しかしながら、ご家庭で使う電気を全て再エネ等で賄うことは難しいことから、上記の「補う」ことが必要となり、このためには、電力会社が提供する「再エネメニュー」と呼ばれるものを契約することになります。

本手引きの4(1)⑫に記載のとおり、この補助金を活用して設備を導入した場合は、設備導入年度の翌々年度4月までに「再エネメニュー」に切り替える必要があります(例:令和6年度に設備を導入→令和8年4月から適用)。

「再エネメニュー」については、通常の電気料金に再エネ分の料金が上乗せされることから、一般的には通常よりも割高となりますが、本市と東北電力が連携し、「脱炭素先行地域」限定の「再エネメニュー」を創設しました。メニューの料金体系や契約条件は次のとおりです。



条件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東北電力と電気の契約を結んでいること ■ 対象の電気料金プランを契約していること ■ 会員Webサービス「よりそうeねっと」に登録し、ご利用明細サービスを利用していること(無料)
	<p>※ 申込時点で満たしていない場合、東北電力より連絡することがあります</p> <p>【対象の電力料金プラン】</p> <p>よりそう+eねっとバリュー、よりそう+ファミリーバリュー、よりそう+スマートタイム、よりそう+おひさまeバリュー、よりそう+ナイト&ホリデー、よりそうCスノー&ホーム、よりそうB季節別電灯、よりそうB動力プラン、よりそうB季節別電力、よりそうB総合高稼働</p> <p>※ 現時点で以下のプランに契約している方も対象となります(新規受付は終了しています)</p> <p>よりそう+ナイト8、よりそう+ナイト10、よりそう+ナイト12、よりそう+ナイトS、よりそう+シーズン&タイム、よりそう+サマーセーブ、時間帯別電灯A、時間帯別電灯B、時間帯別電灯S、ピークシフト季節別時間帯別電灯、季節別高負荷率電灯、低圧季節別時間帯別電、低圧季節別時間帯別電力、低圧高稼働契約</p>

補助金を活用して設備を導入した後に、東北電力の「再エネメニュー」の契約を希望する場合は、補助金の実績報告書とともに、申込書を提出する必要があります。

※ 東北電力は、本市「脱炭素先行地域」の連携事業者として、取り組みの推進に協力しています。

※ 東北電力以外の小売電気事業者が提供する再エネメニューの契約も可能です。

5. 補助金プラン

この補助金は、東北電力が実施するデマンド・レスポンス(DR)への参加の有無や導入する設備の組合せによって、以下の3つの補助金プランがあり、それぞれで補助上限額等が異なります。

推奨 再エネ有効活用 (DR) プラン	補助対象設備等		補助率	補助上限額
	※DRへの参加と東北電力との電気契約が必須です ※DRの制御が可能な機器を導入する必要があります	太陽光パネル	必須 (設置済の場合、新規購入不要)	2/3
	蓄電池(バッテリー)	必須 (太陽光パネルとの接続が必須)		
	HEMS	必須		
	エコキュート	任意 (太陽光パネルとの接続が必須)		
	V2H	任意 (太陽光パネルとの接続が必須) ※2027年度より補助開始予定。他の設備と時期を分けて申請可能		
	断熱改修	任意	2/3	120万円/戸

太陽光パネル・蓄電池 セットプラン ※DR参加なし	補助対象設備等		補助率	補助上限額
	太陽光パネル	必須 (設置済の場合、新規購入不要)	2/3	合計250万円/戸
	蓄電池(バッテリー)	必須 (太陽光パネルとの接続が必須)		
	HEMS	任意		
断熱改修	任意	2/3	120万円/戸	

太陽光パネルのみ プラン ※DR参加なし	補助対象設備等		補助率	補助上限額
	太陽光パネル	必須	1/2	100万円/戸
	断熱改修	任意	2/3	120万円/戸

※断熱改修のみを実施する場合も補助対象となります

Q DRに参加しなくても補助の対象となりますか。

A DRに参加しない場合も補助の対象となりますが、「太陽光パネル・蓄電池セットプラン」「太陽光パネルのみプラン」は一定の補助上限額があるほか、エコキュート及び V2H は補助対象外となります

Q 太陽光パネル、蓄電池、HEMS、エコキュートの導入は、補助金の対象期間内であれば、同時でなくても、その都度補助金が交付されますか。

A 段階的に導入する場合も、その都度補助の対象となります。ただし、その都度、導入する設備の内容に応じた補助金プランの上限額が適用されます。また、下記のようなケースでは、累積の補助金交付額を踏まえた補助上限額を適用し、補助額を計算します。

(例)1年目に太陽光パネル(180万円)、2年目に蓄電池・HEMS(270万円)を導入する場合

[1年目]適用プラン:太陽光パネルのみプラン

補助額:180万円×1/2=90万円

[2年目]適用プラン:太陽光パネル・蓄電池セットプラン

補助上限額:160万円(250万円(プランの上限額)−90万円(1年目補助額)=160万円)

補助額:160万円(270万円×2/3=180万円→補助上限額超過のため、補助額は160万円)

Q 太陽光パネルのみを導入する場合も補助の対象になりますか。

A 太陽光パネルのみ導入する場合も対象となりますが、補助率1/2、補助上限額100万円となります。太陽光パネルで発電した電気を可能な限りご自宅で消費していただくことが、本事業の目的のひとつですので、蓄電池(バッテリー)の導入もぜひご検討ください。

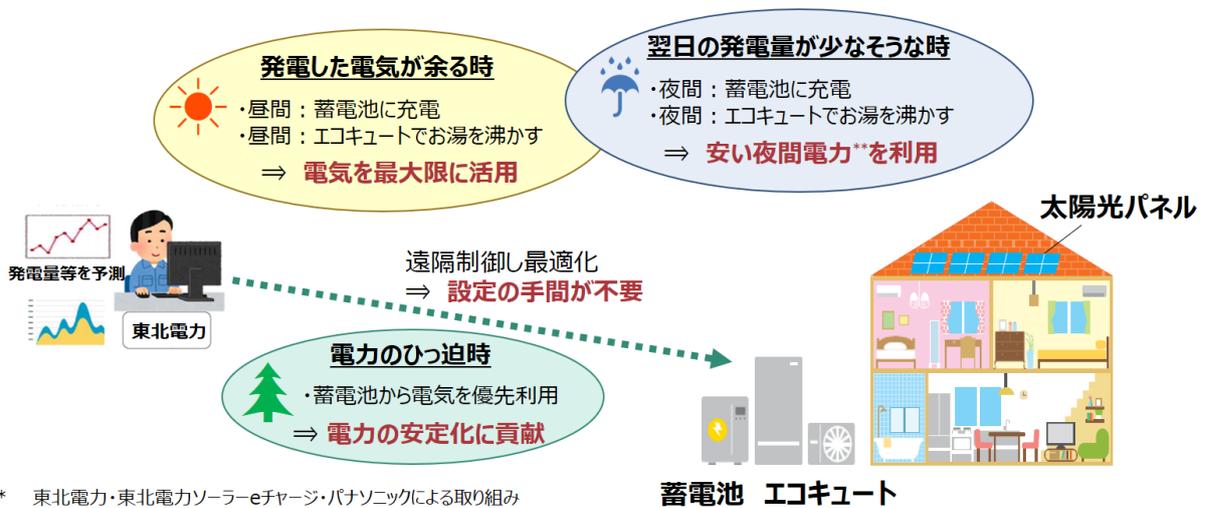
【コラム② デマンド・レスポンス(DR)について】

DRとは、太陽光発電による電気を効率的に活用する仕組みで、将来の脱炭素社会を実現するためには、各家庭においても取り組むことが重要とされています。

既に、泉パークタウン「朝日」では取り組みが始まっており、これを既存の住宅にも展開するため、この補助金では、DRに参加する場合に最も補助が手厚くなるような制度としています。

取り組みの内容としては、東北電力と契約している方を対象に、東北電力が、ご家庭の電気機器(蓄電池やエコキュート等)を遠隔で制御します。普段どおりの生活で、太陽光で発電した電気を最大限に活用でき、環境と家計にやさしい暮らしとまちづくりを実現します。参加者には参加報酬(ポイント等)が付与されます。

【取り組みのイメージ】



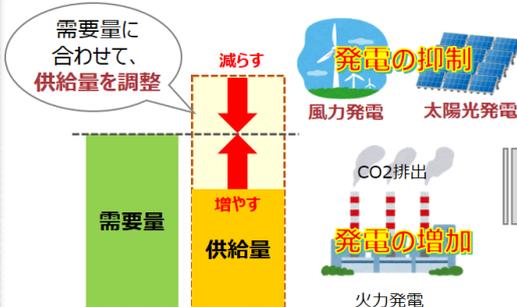
* 東北電力・東北電力ソーラーeチャージ・パナソニックによる取り組み
** 東北電力「よりそう+スマートタイム」、「時間帯別電灯」契約等の場合

【DRの必要性】

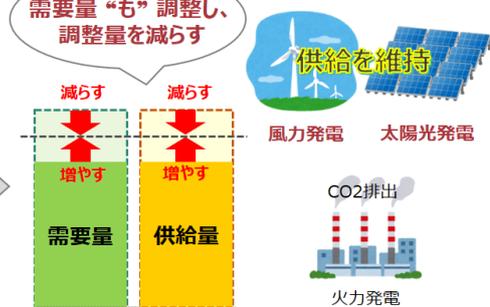
基本的な
考え

- 電力全体の需給バランスが崩れると、大規模な停電を起こす危険性があります
→ 「**需要量と供給量を合わせる**」ことが重要です
- これまでは、供給量の調整(太陽光発電の停止や火力発電量の増減)が中心でした
→ これからは、供給量に合わせて**需要量を調整し、再エネの最大限活用とCO₂排出量の低減を図ることが重要**です

【これまで】



【これから】



課題

- ・電気が余る⇒ 太陽光発電等を停止⇒ **再エネ活用が不十分**
- ・電気が不足⇒ 火力発電で調整 ⇒ **CO₂の排出増加**

解決

- ・再エネの安定稼働
- ・CO₂の排出抑制

みなさまのご協力が脱炭素社会の実現につながります

各ご家庭は、電気の利用者(需要)であると同時に太陽光で発電(供給)する側となります
⇒DRに取り組むことで、**社会全体の電力供給の安定化と、再生可能エネルギーの普及拡大**につながります

【DRに参加するメリット】

★ 電力の安定供給・脱炭素化に貢献！

需給バランスの調整により、地域電力の安定供給に貢献することができます

また、化石燃料による火力発電所の稼働の低減と再エネの最大限の活用につながり、エネルギーの脱炭素化に貢献できます



★ 太陽光で発電した電気を有効活用！

太陽光の発電量に合わせて機器をコントロールすることで、電力会社から購入する電気を削減できます。

(例) エコキュートをDR制御して太陽光を有効活用した場合・・・

⇒ 電気料金を年間約**3,000円**削減！※



★ 機器購入の際の補助金の上限なし！

脱炭素先行地域では、DRに参加いただくと、太陽光パネルや蓄電池等の補助金が上限なしで受けられます。

また、エコキュートやV2Hの導入についても補助が受けられます。



DRサービス対象機器は社の都脱炭素センターのホームページでご確認ください。

★ 参加者には報酬を進呈！

DRに参加いただいた方には、東北電力の「よりそうeねっと」のポイントサービス「よりそうeポイント」を進呈！

たまったポイントは、ご当地商品や電子マネーなどと交換できます。



進呈ポイント数などの詳細は別途お知らせいたします。

※：削減金額の算定条件は以下のとおり。

●太陽光発電出力は5.6kW、再エネ賦課金は2024年度の+3.49円/kWh、燃料調整費は0.00円/kWh。●余剰電力の買取価格は9円/kWh（卒FIT）、電気料金メニューは東北電力 よりそう+スマートタイムを適用。●価格は税込み。●エコキュートを年間60回程度DR制御したと想定。●あくまでもモデルに基づく試算であり、効果を約束するものではありません。

6. 補助対象設備の要件

補助対象設備ごとの主な要件は以下のとおりです。詳細は、国実施要領別紙1のとおりです(「既存住宅断熱改修」は、別に「申請の手引き」をご用意していますので、そちらをご確認ください)。

(注):★のついている設備は、DRに参加する場合に対象メーカー・機器型番が指定のものとなります。詳しい機器のリストは、「杜の都脱炭素センター」にお問い合わせください。

補助対象設備	補助の要件
太陽光発電設備 (太陽光パネル)	<ul style="list-style-type: none">・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(FIT制度)の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。・ PPA の場合、PPA 事業者(需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。)に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること(PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる)。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。・ リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。・ 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合(家庭用:30%)以上とすること。

補助対象設備	補助の要件
蓄電池★ (バッテリー)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 ・ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 ・ PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること(PPA 事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる。)。サービス料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 ・ リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 <p>【家庭用蓄電池(4,800Ah・セル未満):以下の全てを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 蓄電池パッケージ <ul style="list-style-type: none"> (a) 蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナ等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 ・ 性能表示基準 <ul style="list-style-type: none"> 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (a) 初期実効容量 <ul style="list-style-type: none"> 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること) (b) 定格出力 <ul style="list-style-type: none"> 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

蓄電池★
(バッテリー)

(c) 出力可能時間の例示

- ① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。
- ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

・蓄電池部安全基準

(a) リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。

※ 平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011 (一般社団法人電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

(b) リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。

・蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

(a) 蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」に準拠し

<p>蓄電池★ (バッテリー)</p>	<p>たものであること。</p> <p>※ 「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。</p> <p>※ 平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p> <p>・ 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)</p> <p>(a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</p> <p>※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。</p> <p>・ 保証期間</p> <p>(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※ 当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。</p> <p>※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※ JEM 規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。</p>
<p>HEMS★ (ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)</p>	<p>・ 次の(a)又は(b)のいずれかを満たすこと。</p> <p>(a) 平時に省エネ効果(運用改善によるものを含む)が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。</p> <p>(b) システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器であること。</p>
<p>高効率給湯器★ (自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュート))</p>	<p>・ 従来の給湯機器等に対して省 CO2 効果が得られるもの。</p>

7. 補助対象経費

この補助金で対象とする経費は、補助対象設備購入に係る費用のほか、設備の整備に必要な経費について、必要最小限度の範囲に限り補助対象となります(対象の経費は、工事費、設備費、業務費、事務費です。詳細は、国実施要領別表第1(設備整備事業)に記載のとおりです)。

なお、消費税・地方消費税は、補助対象経費から除きます。

また、補助対象外の設備の例は以下のとおりですが、判断に迷う場合は、交付申請前に必ず確認してください。

【補助対象外経費の例】

- ・ 現時点で実証段階の技術や設備の導入費用(例:ペロブスカイト太陽電池)
- ・ 商用化されていない設備や中古設備の導入費用
- ・ 既に設置されている(されていた)設備の撤去費用及び処分費用
- ・ 導入した設備の保守管理費(故障時の修繕費用を含む。)

Q 対象設備の増設や更新の場合は申請できますか。

A 増設や既存設備の交換も補助対象になりますが、既存設備の撤去・処分費用は補助対象外となります。

Q 補助金を活用して購入した太陽光パネルが故障したが、その修繕・改修は補助の対象となりますか。

A 太陽光パネルに限らず、補助金を活用して購入した設備の設置後の故障等について、修繕等の費用は補助の対象外です。故障等が発生した場合は、設備の保証内容などを確認し、メーカーや設置事業者にご相談ください

Q 既存住宅の屋根部に太陽光発電設備を設置しようと思いますが、施工業者より屋根の補強が必要との話がありました。屋根の補強も補助対象となりますか。

A 既存住宅の屋根補強費用については、補助対象になりません。

8. 補助金額

交付する補助金の額は、補助対象設備ごとの補助対象経費に、本手引き「5. 補助金プラン」に記載の補助率を適用して算出し、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

なお、宮城県の補助金は国の予算を財源としていない場合に限り併用できますが、その場合は、当該補助額を差し引いた後に、補助金額を計算します。

※ 国及び本市の他の補助金との併用はできません。

9. 交付申請等の受付・提出期間

補助金の交付を受けるには、①交付申請書、②実績報告書、③請求書の提出が必要です。受付・提出期間内に必要書類を添えて、**杜の都脱炭素センター**(③請求書のみ仙台市環境局先行地域推進室)まで提出してください。書類に不備がある場合、提出された書類に記載の連絡先へ、ご連絡します。

(1) 交付申請の受付期間・提出先

受付期間	令和6年8月1日(木)から令和7年1月31日(金)まで
提出先	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目8-25 NTT 東日本仙台青葉通ビル 株式会社 NTT ネクシア東北センター内 杜の都脱炭素センター あて

※ 提出する書類については、「10. 交付申請に必要な書類」をご確認ください。

【注意点】

- ・ 事業着手前に交付申請書を提出してください。ただし、事前着手届出書(様式第3号)を提出の上、不備がないことを本市が確認した場合は、この限りではありません。
- ・ 申請を受理してから 30 日以内に審査(書類、必要に応じて現地確認)を行い、交付決定・不交付決定を申請者本人宛てに通知します。なお、書類是正に要する期間は30日に含まれません。
- ・ 申請書類に修正を加える際は、申請者本人の訂正印(申請書に押印した印鑑)が必要です。修正液や修正テープ、手続代行者の訂正印では訂正できません。ただし、軽微な誤りは、申請者に確認の上、代筆にて修正することがありますので、申請書類の「捨印」欄への押印にご協力ください(実績報告書も同様です)。
- ・ 市税納付状況確認で市税の完納を確認できなかった場合は、「市税の滞納がないことの証明書」を提出していただく必要があります。未納となっている市税があれば納付のうえ、最寄りの区役所又は総合支所で「市税の滞納がないことの証明書」(一通300円の手数料が必要です)の交付を受けて、仙台市環境局先行地域推進室に提出してください。
- ・ 提出された書類について問い合わせをする場合がありますので、交付申請書類のコピーを保管してください(実績報告書も同様です)。

(2) 実績報告書の提出期間・提出先

提出期間	補助対象事業が完了した日から起算して30日以内、又は2月14日(金)のいずれか早い期日まで
提出先	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目8-25 NTT 東日本仙台青葉通ビル 株式会社 NTT ネクシア東北センター内 杜の都脱炭素センター あて

※ 提出する書類については、本手引きの「11. 実績報告に必要な書類」をご確認ください。

(3) 補助金交付請求書の提出期間・提出先

提出期間	本市から補助金交付額確定通知書(様式第 10 号)が届き次第、速やかに(14日以内が目安)
提出先	請求書は電子メールまたは郵送で提出できます(可能な限り早くお支払いするため、電子メールによる提出にご協力ください)。 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;">【注】請求書の提出先は「杜の都脱炭素センター」ではありません！</div> 電子メール：zerocarbon@city.sendai.jp 住所：〒980-0802 仙台市青葉区二日町 6-12 MSビル二日町 5 階 仙台市環境局先行地域推進室 あて

※ 補助金を振り込む口座は申請者本人の名義である必要があります。口座の名義や番号を確認できる通帳の写しなどを添付してください。なお、申請者以外の名義の口座には振り込むことができません。

10. 交付申請に必要な書類

(1) 必要書類一覧

○: 全員提出が必要 △: 該当者のみ提出が必要 - : 提出不要

No.	書類名	補助対象設備				チェック
		太陽光 発電設備	蓄電池	HEMS	エコ キュート	
1	補助金交付申請書(様式第1号)	○	○	○	○	□
2	事業計画書(様式第2号)	○	○	○	○	□
3	【申請者が住宅の居住者の場合】 住民票 【申請者が初期ゼロ事業者の場合】 直近の会計年度の財務諸表(損益計算書、 貸借対照表)	○	○	○	○	□
4	住宅の住所及び所有者が確認できる 登記事項証明書	○	○	○	○	□
5	【住宅所有者と設備の利用者が異なる場合】 住宅所有者が事業実施に同意している ことが分かる書類	△	△	△	△	□
6	【市税納付状況確認に同意しない場合】 市税の滞納がないことの証明書	△	△	△	△	□
7	補助対象経費が把握できる見積書等 (原則として2者以上のもの)	○	○	○	○	□
8	【2者以上の見積りにより難しい場合】 理由書	△	△	△	△	□
9	CO2削減効果の算定根拠資料	○	-	-	○	□
10	予定工程表	○	○	○	○	□
11	【申請者が初期ゼロ事業者の場合】 ・サービス利用者との契約書の写し ・サービス料金から補助金額相当分が 控除されていることが分かる書類 ・本事業により導入した設備等につい て法定耐用年数期間満了まで継続的 に使用するために必要な措置等を証明 できる書類	△	△	△	△	□
12	補助対象設備の仕様書又はカタログ	○	○	○	○	□
13	補助対象設備の設置図	○	○	○	○	□

No.	書類名	補助対象設備				チェック
		太陽光 発電設備	蓄電池	HEMS	エコ キュート	
14	施工前の写真	○	○	○	○	□
15	年間の想定自家消費電力量及び年間の想定発電量の根拠資料	○	—	—	—	□
16	蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する補助対象事業における補助対象システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されていることが分かる書類	—	○	—	—	□
17	既に設置している給湯機器の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真	—	—	—	○	□
18	その他市長が必要と認める書類	△	△	△	△	□

(2) 書類作成時の確認事項

【共通】

No.	書類名	確認事項
1	補助金交付申請書(様式第1号)	本手引き「10(3)及び(4) 交付申請書の記入方法」をご確認ください。 ※申請者が住宅の居住者の場合と初期ゼロ事業者の場合で、様式が異なりますので、ご注意ください。
2	事業計画書(様式第2号)	申請する設備ごとに経費等を記載してください。 なお、複数の設備を導入する場合に共通で必要となる費用については、合理的な方法で按分してください(見積書等で、按分の方法が分かるようにしてください)。 また、経費については提出する見積書と、CO2 排出削減量等についてはNo. 9 の根拠資料と、それぞれ合っているか確認してください。
3	【申請者が住宅の居住者の場合】 住民票 【申請者が初期費用ゼロ事業者の場合】 直近の会計年度の財務諸表(損益計算書、貸借対照表)	・住民票の写し(コピー不可)は、個人番号(マイナンバー)の記載がなく、発行日から 3 か月以内のものをご用意ください。 ・直近の会計年度の財務諸表については、同一年度内に複数の事業を申請する場合は、当該年度の2件目以降の申請時は提出不要とします。
4	住宅の住所及び所有者が確認できる 登記事項証明書	発行日から 3 か月以内の登記事項証明書は原本をご用意ください。
5	【住宅所有者と設備の利用者が異なる場合】 住宅所有者が事業実施に同意している ことが分かる書類	書類記入日、居住者と所有者の署名押印、所有者の同意事項(導入設備の内容等)を必ず記入してください。 「杜の都脱炭素センター」ホームページに掲載している参考様式を使用することもできます。
6	【市税納付状況確認に同意しない場合】 市税の滞納がないことの証明書	市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所税証明担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」(申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限り)を添付して申請してください(1通 300 円の手数料が必要です)。
7	補助対象経費が把握できる見積書等 (原則として 2 者以上のもの)	・見積りの日付・有効期間(交付申請日が有効期間内であること)、補助対象設備の設置場所の所在地を見積書に記載するようにしてください。また、補助対象経費と補助対象外経費が分かるように記載してください。 ・申請者が初期ゼロ事業者の場合は、初期ゼロ事業者から施工事業者等の見積書を徴取してください。

No.	書類名	確認事項
8	【2者以上の見積りにより難しい場合】理由書	2者以上の見積りにより難しい理由を具体的に記載してください。「杜の都脱炭素センター」ホームページに掲載している参考様式を使用することもできます。
9	CO2 排出削減効果の算定根拠資料	太陽光の発電量、エコキュートの省CO2 性能を踏まえた削減効果の根拠を明確にしてください。なお、排出係数は、令和6年度申請分は0.477kg-CO2/kWhで計算してください。
10	予定工程表	補助対象事業の実施期間(契約予定日及び支払予定日)を把握できるもので、特に補助対象設備の整備に係る工事期間、導入時期が判別できるものとしてください。なお、工事完了日から30日以内、又は2月14日(金)までに実績報告が可能となるよう、余裕のあるスケジュールを心がけてください。
11	【申請者が初期費用ゼロ事業者の場合】 ・サービス利用者との契約書の写し ・サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類 ・本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	・サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類については、例えば月額料金から低減する場合は、サービス期間内の低減額の合計額が補助金総額と一致していることが分かるものとしてください。 ・法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類については、サービス利用者が継続的に使用することの意思が確認できるものとしてください。
12	補助対象設備の仕様書又はカタログ	事業計画書や見積書と型番や能力等が一致していることを必ず確認してください。
13	補助対象設備の設置図	平面図、機器配置図にて、設備の設置場所を特定するとともに、システム系統図及び単線結線図等で各設備間のシステム構成を明確にしてください。 また、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できるものとしてください。 なお、機器配置図等には、施工前写真の撮影位置及び番号を記載してください。
14	施工前の写真	設置場所全体を写したものと詳細を写したものの両方を用意してください。また、機器配置図等に記載の撮影位置の番号と整合をとってください。なお、必ずカラー写真としてください

【太陽光発電設備】

No.	書類名	確認事項
15	年間の想定自家消費電力量及び年間の想定発電量の根拠資料	特定の様式はありませんが、発電量及び自家消費量の計算に際して採用した試算条件(設備容量、屋根の向き、現状の電力需要量・デマンド、蓄電池の充放電量等)が分かるように記載してください。

【蓄電池】

No.	書類名	確認事項
16	電池のパッケージ型番が、国が実施する補助対象事業における補助対象システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されていることが分かる書類	SIIのホームページ(URL: https://zehweb.jp/registration/battery/) にアクセスし、「条件を指定して検索する」タブを選択の上、「SII 登録型番(パッケージ型番)」で検索し、設置予定の設備がヒットした画面の写しを提出してください。

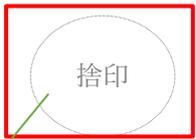
【高効率給湯器(エコキュート)】

No.	書類名	確認事項
17	既に設置している給湯機器の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真	エコキュートは、既設の給湯機器と比較して省 CO2 効果のあることが補助要件です。このため、既設の給湯器の仕様(例えばエコキュートの場合は、年間給湯保温効率や年間給湯効率等、ガス・石油給湯器の場合はエネルギー消費効率・給湯効率等)が確認できるものとしてください。

(3) 交付申請書(居住者が申請する場合)の記入方法

様式第1号(第8条関係)

【申請者が対象住宅の居住者等の場合の使用】



仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付申請書

軽微な誤りは、申請者に確認の上、代筆にて修正することがありますので、申請書の「捨印」欄への押印にご協力ください。

令和6年*月*日

(あて先) 仙台市長

〒****-****

申請者の住所又は所在地 仙台市泉区紫山*丁目**番地

電話番号 ****-****-****

E-Mail *****@****.co.jp

申請者の氏名又は名称 松井 泉



認印(シャチハタ不可。捨印と同じもの)

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条第1項及び仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業を実施する対象住宅の所在地

仙台市泉区紫山*丁目**番地

DRへの参加の有無により、補助要件や補助上限額が大きく変わりますので、必ず該当するものを丸で囲んでください

2 補助対象事業に係る設備利用者のDR/VPP事業への参加の有無等

- 参加(**する** ・ しない)

※ 参加する場合は、実績報告までに東北電

参加する場合は、供給地点特定番号を必ず記入してください(確認方法はP.31参照)

- 【参加する場合のみ記入】対象住宅の供給地点特定番号(22桁、ハイフンなし)

* *

※ 「お客さま番号」とは異なりますので、ご注意ください。

3 申請する補助対象設備と

事業計画書(様式第2号)で算出した設備ごとの申請額を記入してください。(千円未満切捨て)

補助対象設備	交付申請額(税抜)
太陽光発電設備	金 1,000 千円
蓄電池	金 1,400 千円
HEMS(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)	金 250 千円
高効率給湯器(自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュート))	金 千円
既存住宅断熱改修	金 千円
交付申請額合計	金 2,650 千円

上記設備ごとに記入した金額の合計額を記入してください。なお補助金プランによって上限額が適用される場合がありますので、ご注意ください。

事業全体の目安の期間を記入してください。添付書類の「予定工程表」と整合をとり、工事完了日から30日以内、又は2月14日（金）までに実績報告が可能となるよう、余裕のあるスケジュールとしてください。

		開始予定日	完了予定日
補助対象事業全体		令和 6年 9月 1日	令和 6年 10月 1日
補助対象設備	太陽光発電設備	令和 6年 9月 1日	令和 6年 10月 1日
	蓄電池	令和 6年 9月 10日	令和 6年 9月 25日
	H E M S	令和 6年 9月 10日	令和 6年 9月 25日
	高効率給湯器	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	既存住宅断熱改修	令和	

設備ごとの目安の期間を記入してください。

5 添付書類

(1) 共通

- 事業計画書（様式第2号）
- 【申請者が個人の場合】住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。発行日から3か月以内のもの）
- 【申請者が民間事業者（届出済事業者を除く。）の場合】商業登記簿履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）
- 補助対象事業を実施する対象住宅の住所及び所有者が確認できる登記事項証明書の写し等（発行日から3か月以内のもの）
- 【補助対象事業に係る設備利用者と住宅の所有者が異なる場合】所有者が事業を実施することに同意していることが分かる書類
- 補助対象経費が把握できる見積書等（原則として2者以上のもの。ただし、これにより難い場合は、その理由を示す書類）
- CO2削減効果の算定根拠資料
- 補助対象事業の実施期間を把握できる予定工程表
- 【該当がある場合のみ】その他市長が必要と認める書類（ ）

添付書類にチェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。添付書類に不備がある場合は、受理されません。

(2) 設備関係

- 【太陽光発電設備・蓄電池・H E M S・高効率給湯器】補助対象設備の仕様書又はカタログ
- 【太陽光発電設備・蓄電池・H E M S・高効率給湯器】補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等。補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。）又はこれに代わるもの
- 【太陽光発電設備・蓄電池・H E M S・高効率給湯器】施工前の写真
- 【太陽光発電設備】年間の想定自家消費電力量及び年間の想定発電量の根拠資料
- 【蓄電池】蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する補助対象事業における補助対象システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）に登録されていることが分かる書類
- 【高効率給湯器】既に設置している給湯機器を入れ替える場合は、撤去設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真（仕様書又はカタログ等に記載された設備と同一の設備であるかを銘板等の写真を用いて確認できること。）
- 【既存住宅断熱改修】関係図面（平面図、立面図、工事計画図面、面積計算表）又はこれに代わるもの
- 【既存住宅断熱改修】使用材料が指定の仕様又は性能を備えることがわかる書類

【既存住宅断熱改修】工事前の住宅の全景及び改修箇所に係る写真

6 誓約事項

- 導入する設備は、法令、条例等に適合して設置すること
- 要綱第3条第2項各号のいずれにも該当しないこと
- 市から導入設備の使用状況報告の要請があった場合は速やかに対応すること
- 補助金受給完了後も、管理台帳により導入設備の善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、効果的な運用を図ること
- この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、要綱第17条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと
- 補助対象事業を実施する対象住宅の使用電力を再エネ100%電力にすること
- DR/VPP事業に参加する場合は、当該事業への申込状況や機器の制御状況等（匿名情報に加工したもの）について、市が東北電力株式会社に対し照会することに同意すること。

宣誓事項をよく確認してからチェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。

7 市税納付状況確認

私（法人（団体）含む）の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を、先行地域推進室が税務担当課に照会することに

同意します

同意しません

※ 該当するものを○で囲んでください。同意する場合は、納付状況の確認に際し、申請者を特定するために必要な下記の情報について記入をお願いします。

■ 個人の場合

・ 生年月日（昭和**年 *月 *日）

※個人事業主の方は次の2点についても記入をお願いします。

・ 事業所所在地

（申請者と同一の場合は記入不要）

・ 事業所名称・屋号

□ 法人格を有する場合

・ 本店や主たる事務所の所在地

（申請者と同一の場合は記入不要）

・ 本店や主たる事務所の名称

（申請者と同一の場合は記入不要）

・ 法人番号（13桁）

※ 同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所税証明担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたものに限ります。）を添付して申請してください（1通300円の手数料が必要です。）。

【「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって】

市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実が分かる書類をお持ちください（法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ちください。）。

8 設備の設置等を行う者

設備の設置等について、住宅の居住者と契約する事業者の情報を記入してください。
 また、届出済事業者番号は「杜の都脱炭素センター」のホームページに公表しています。
 ※未届け事業者による設備の設置は、原則として補助の対象外となります。

法人等名称	株式会社***工務店
代表者役職・氏名	代表取締役 定禅寺 通
担当者役職・氏名	営業部マネージャー 杜野 都
住所又は所在地	仙台市泉区**町*丁目**番地
届出済事業者番号	***
電話番号	090-****-****
E-Mail	***@**.co.jp

申請手続きの代行を依頼する場合は、記入してください。

携帯電話等の日中連絡が取れる電話番号を記入してください。

9 手続きの代行

私は、要綱第 14 条に基づき、申請手続きについて以下の者を代理人と定め、手続きの代行を依頼します。

法人等名称	株式会社***工務店
代表者役職・氏名	代表取締役 定禅寺 通
担当者役職・氏名	営業部マネージャー 杜野 都
届出済事業者番号	***
住所又は所在地	*仙台市泉区**町*丁目**番地
電話番号	090-****-****
E-Mail	***@**.co.jp

※代行を依頼する場合のみ記入

(4) 交付申請書(初期ゼロ事業者が申請する場合)の記入方法

様式第1号(第8条関係)

【申請者が初期費用ゼロサービス事業者の場合に使用】



仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付申請書

軽微な誤りは、申請者に確認の上、代筆にて修正することがありますので、申請書の「捨印」欄への押印にご協力ください。

令和6年*月*日

(あて先) 仙台市長

〒****-****

申請者の住所又は所在地 仙台市泉区**町**丁目**番地

届出済事業者番号 ***

未届けの場合は、先に届出を行ってください。

電話番号 ****-****-****

E-Mail *****@***.co.jp

申請者の名称 株式会社***サービス



法人の場合、代表者印
個人事業主の場合、認印(シャチハタ不可)
いずれも、捨印と同じもの

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条第1項及び仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象事業を実施する対象住宅の所在地

仙台市泉区紫山**丁目**番地

DRへの参加の有無により、補助要件や補助上限額が大きく変わりますので、必ず該当するものを丸で囲んでください

- 2 補助対象事業に係る設備利用者のDR/VPP事業への参加の有無等

・ 参加(**する** ・ しない)

参加する場合は、供給地点特定番号を必ず記入してください(確認方法はP.○参照)

※ 参加する場合は、実績報告までに東北電力株式会社への申込を完了してください。

・ 【参加する場合のみ記入】対象住宅の供給地点特定番号(22桁、ハイフンなし)

* *

※ 「お客さま番号」とは異なりますので、ご注意ください。

- 3 申請する補助対象 **事業計画書(様式第2号)で算出した設備ごとの申請額を記入してください。(千円未満切捨て)**

補助対象設備	交付申請額(税抜)
太陽光発電設備	金 1,000 千円
蓄電池	金 1,400 千円
HEMS(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)	金 250 千円
高効率給湯器(自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュート))	金 千円
既存住宅断熱改修	金 千円
交付申請額合計	金 2,650 千円

上記設備ごとに記入した金額の合計額を記入してください。なお補助金プランによって上限額が適用される場合がありますので、ご注意ください。

4 補助対象事業の開始及

事業全体の目安の期間を記入してください。添付書類の「予定工程表」と整合をとり、工事完了日から30日以内、又は2月14日（金）までに実績報告が可能となるよう、余裕のあるスケジュールとしてください。

補助対象事業全体		令和 6年 9月 1日	令和 6年 10月 1日
補助対象設備	太陽光発電設備	令和 6年 9月 1日	令和 6年 10月 1日
	蓄電池	令和 6年 9月 10日	令和 6年 9月 25日
	H E M S	令和 6年 9月 10日	令和 6年 9月 25日
	高効率給湯器	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	既存住宅断熱改修	令和 年 月 日	令和 年 月 日

設備ごとの目安の期間を記入してください。

5 添付書類

(1) 共通

- 事業計画書（様式第2号）
- 直近の会計年度の財務諸表（損益計算書、貸借対照表）（同一年度内に複数の事業を申請する場合は、当該年度の2件目以降の申請時は不要）
- 補助対象事業を実施する対象住宅の住所及び所有者が確認できる登記事項証明書の写し等（発行日から3か月以内のもの）
- 【補助対象事業に係る設備利用者と住宅の所有者が異なる場合】所有者が事業を実施することに同意していることが分かる書類
- 補助対象経費が把握できる見積書等（原則として2者以上のもの。ただし、これにより難い場合は、その理由を示す書類）
- CO2削減効果の算定根拠資料
- 補助対象事業の実施期間を把握できる予定工程表
- 初期費用ゼロサービス利用者との契約書の写し
- サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類及び事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
- 【該当がある場合のみ】その他市長が必要と認める書類（ ）

添付書類にチェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。添付書類に不備がある場合は、受理されません。

(2) 設備関係

- 【太陽光発電設備・蓄電池・H E M S・高効率給湯器】補助対象設備の仕様書又はカタログ
- 【太陽光発電設備・蓄電池・H E M S・高効率給湯器】補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等。補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。）又はこれに代わるもの
- 【太陽光発電設備・蓄電池・H E M S・高効率給湯器】施工前の写真
- 【太陽光発電設備】年間の想定自家消費電力量及び年間の想定発電量の根拠資料
- 【蓄電池】蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する補助対象事業における補助対象システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）に登録されていることが分かる書類

- 【高効率給湯器】既に設置している給湯機器を入れ替える場合は、撤去設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真（仕様書又はカタログ等に記載された設備と同一の設備であるかを銘板等の写真を用いて確認できること。）
- 【既存住宅断熱改修】関係図面（平面図、立面図、工事計画図面、面積計算表）又はこれに代わるもの
- 【既存住宅断熱改修】使用材料が指定の仕様又は性能を備えることがわかる書類
- 【既存住宅断熱改修】工事前の住宅の全景及び改修箇所に係る写真

添付書類にチェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。添付書類に不備がある場合は、受理されません。

6 誓約事項

- 導入する設備は、法令、条例等に適合して設置すること
- 要綱第3条第2項各号のいずれにも該当しないこと
- 市から導入設備の使用状況報告の要請があった場合は速やかに対応すること
- 補助金受給完了後も、管理台帳により導入設備の善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、効果的な運用を図ること
- この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、要綱第17条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと

宣誓事項をよく確認してからチェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。

7 市税納付状況確認

私（法人（団体）含む）の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を、先行地域推進室が税務担当課に照会することに

同意します

同意しません

※ 該当するものを○で囲んでください。同意する場合は、納付状況の確認に際し、申請者を特定するために必要な下記の情報について記入をお願いします。

個人の場合

・生年月日（ 年 月 日）

※個人事業主の方は次の2点についても記入をお願いします。

・事業所所在地

（申請者と同一の場合は記入不要）

・事業所名称・屋号

法人格を有する場合

・本店や主たる事務所の所在地

（申請者と同一の場合は記入不要）

・本店や主たる事務所の名称

（申請者と同一の場合は記入不要）

・法人番号（13桁）

※ 同意されない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所税証明担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたものに限り、）を添付して申請してください（1通300円の手数料が必要です）。

【「市税の滞納がないことの証明書」の交付にあたって】

市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実が分かる書類をお持ちください（法人市民税・事業所税の場合は申告書の控えもお持ちください）。

8 補助対象事業に係る担当者の連絡先

担当者役職・氏名	営業部マネージャー 杜野 都
電話番号	090-****-****
E-Mail	***@**.co.jp

携帯電話等の日中連絡が取れる電話番号を記入ください。

9 初期費用ゼロサービス利用者による申請内容に関する確認等

初期費用ゼロサービス利用者である私は、本申請内容について、初期費用ゼロサービス事業者から説明を受け、以下のことを誓約します。

- 市が別途通知する日までに、補助対象事業を実施する対象住宅の使用電力を再エネ 100%電力にすること。
- DR/VPP事業に参加する場合は、当該事業への申込状況や機器の制御状況等（匿名情報に加工したもの）について、市が東北電力株式会社に対し照会することに同意すること。
- 導入設備に関する使用状況等のデータの提供、アンケート等への回答に協力すること。

氏 名	印
住 所	
電話番号	
E-Mail	

初期費用ゼロサービスの利用者に制度趣旨等を十分にご説明いただき、利用者本人が宣誓事項のチェック（塗りつぶし又はレ点）、押印等を行ってください。

【参考】 供給地点特定番号の確認方法(DRに参加する場合は必ず確認してください)

供給地点特定番号とは、電気の供給地点(ご契約場所)を特定するために全国一律で付番される22桁の識別番号です。別途付番される「お客様番号」とは異なりますので、ご注意ください。

なお、供給地点特定番号は、東北電力の「よりそう e ねっと」等で確認することができます。

また、東北電力から送られる「電気ご使用量のお知らせ」(2021年4月にペーパーレス化しており、現在は希望者にのみ送付)にも記載されています。

以下では、「よりそう e ねっと」での確認方法を参考として掲載しています。

①東北電力 HP(<https://www.tohoku-epco.co.jp/>)へアクセスします。

より、そう、ちから。東北電力

JAPANESE / ENGLISH

お問い合わせ よりそう e ねっと ログイン

個人のお客様 法人のお客様 IR・会社情報・サステナビリティ 発電・エネルギー・DX 停電情報

東北電力 中学生作文コンクール 50th Anniversary 1975→2024 中学生の思いを綴って半世紀

今年のテーマは「わたしのエネルギー」。皆さんからのたくさんのご応募をお待ちしております。

募集期間 2024(令和6)年 7月1日～9月9日

詳しくはこちら

東北電力のWebサービス よりそう e ねっと

会員登録・ログイン

いずれかをクリック

②ログイン ID・パスワードを入力して、よりそう e ねっとへログインします。

より、そう、ちから。東北電力

文字サイズ 標準 大

よりそう e ねっと

会員の方はこちら

ログインID

パスワード

パスワードを表示する

ログイン

ログインIDを忘れた方はこちら

パスワードを忘れた方はこちら

新規会員登録

(次ページにつづきます)

③「ご契約内容の確認」をクリックします。



④ご契約情報一覧から、DR を申込みたい住所の契約の「詳細」をクリックします。



⑤供給地点特定番号(22桁)が表示されます。



(5) 事業計画書の記入方法

様式第2号（第8条関係）

軽微な誤りは、申請者に確認の上、代筆にて修正することがありますので、申請書の「捨印」欄への押印にご協力ください。



事業計画書

提出日
(交付申請書とあわせること)

令和6年*月*日

申請者名 松井 泉

該当するものにチェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。

1 補助対象事業の概要

導入予定の補助対象設備	導入手法
<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電設備	<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池	<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input checked="" type="checkbox"/> HEMS	<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> 高効率給湯器	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> 既存住宅断熱改修	<input type="checkbox"/> 申請者実施

2 補助対象経費等の概要

導入設備の「3 補助対象設備の内容」
A 「補助対象経費の合計」の合計
B 「他補助金額」の合計
を記入してください

事業全体	
A 補助対象経費の合計	3,975,300 円 (税抜)
B 活用予定の他補助金の合計	0 円 (税抜)
C 交付申請額の合計	2,650,000 円 (税抜)

導入設備ごとに補助率を乗じて算出した金額（千円未満切捨て）の合計を記入してください。
なお、補助金プランのうち、「太陽光パネル・蓄電池セットプラン」及び「太陽光パネルのみプラン」の場合は、それぞれの補助上限額を超える金額を記入することはできません。この場合は、各プランの補助上限額を記入してください。

3 補助対象設備の内容

補助金の交付を受けたい設備すべてに記入してください

該当するものにチェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。

■ 3-1 太陽光発電設備

(1) 導入設備の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	***,***,*** 円
		労務費	***,*** 円
		直接経費	***,*** 円
	（間接工事費）	共通仮設費	***,*** 円
		現場管理費	***,*** 円
		一般管理費	***,*** 円
	付帯工事費		***,*** 円
	機械器具費		***,*** 円
測量及試験費		***,*** 円	
設備費	設備費		***,*** 円
業務費	業務費		***,*** 円
事務費	事務費		***,*** 円
A 補助対象経費の小計			1,500,100 円
B 他補助金の活用予定		他補助金名	(—)
※複数ある場合は全て記入すること		他補助金額	0 円
C 補助対象経費の合計 (=A-B)			1,500,100 円
交付申請額(=C×2/3または1/2)【千円未満切捨て】			1,000,000 円

※ 既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようにご留意ください。

$1,500,100 \times 2 \div 3 = 10,000,066 \leftarrow \text{切捨て}$

※ 太陽光発電設備のみを導入する場合は、補助率は1/2となります。

(2) 設備導入による効果等

D 発電出力（太陽電池モジュールの公称最大出力）	**.*	kW
E パワーコンディショナの定格出力	**.*	kW
F 年間の想定自家消費電力量	***,***	kWh
G 年間の想定発電量	***,***	kWh
H 自家消費率 (F÷G×100) ※30%以上であること	45	%
I 導入設備のCO2削減効果	**.*	t-CO2/年

カタログ等の性能が分かる添付書類と整合をとってください。

試算内容の分かる添付資料と整合をとってください。

■ 3-2 蓄電池

該当するものにチェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。

(1) 導入設備の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	***,***,*** 円
		労務費	***,*** 円
		直接経費	***,*** 円
	（間接工事費）	共通仮設費	***,*** 円
		現場管理費	***,*** 円
		一般管理費	***,*** 円
	付帯工事費		***,*** 円
	機械器具費		***,*** 円
	測量及試験費		***,*** 円
設備費	設備費		***,*** 円
業務費	業務費		***,*** 円
事務費	事務費		***,*** 円
A 合計			2,100,100 円
B 他補助金の活用予定	他補助金名	(—)	
※複数ある場合は全て記入すること		他補助金額	0 円
C 補助対象経費の合計（=A-B）			2,100,100 円
交付申請額（=C×2/3） 【千円未満切捨て】			1,400,000 円

※ 既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

$2,100,100 \times 2 \div 3 = 1,400,066 \leftarrow \text{切捨て}$

(2) 設備導入による効果等

D 蓄電容量	**.*	kWh
E パワーコンディショナの定格出力	**.*	kW

カタログ等の性能が分かる添付書類と整合をとってください。

■ 3-3 HEMS

導入設備の補助対象経費等

該当するものにチェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	***,*** 円
		労務費	***,*** 円
		直接経費	***,*** 円
	（間接工事費）	共通仮設費	***,*** 円
		現場管理費	***,*** 円
		一般管理費	***,*** 円
	付帯工事費		***,*** 円
	機械器具費		***,*** 円
	測量及試験費		***,*** 円
設備費	設備費		***,*** 円
業務費	業務費		***,*** 円
事務費	事務費		***,*** 円
A 合計			375,100 円
B 他補助金の活用予定	他補助金名	(—)	
※複数ある場合は全て記入すること	他補助金額	0 円	
C 補助対象経費の合計 (=A-B)			375,100 円
交付申請額 (=C×2/3) 【千円未満切捨て】			250,000 円

※ 既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

$375,100 \times 2 \div 3 = 250,066 \leftarrow \text{切捨て}$

□ 3-4 高効率給湯器

(1) 導入設備の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
測量及試験費		円	
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
A 合計			円
B 他補助金の活用予定	他補助金名	()	
※複数ある場合は全て記入すること	他補助金額	円	
C 補助対象経費の合計 (=A-B)			円
交付申請額 (=C×2/3) 【千円未満切捨て】			円

※ 既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

(2) 設備導入による効果等

D 導入機器のCO2削減効果	t-CO2/年
----------------	---------

□ 3-5 既存住宅断熱改修

(1) 断熱改修に係る補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	(間接工事費)	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
測量及試験費		円	
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
A 合計			円
A-1 うち、断熱材、窓・ガラス			円
A-2 うち、玄関ドア			円
B-1 他補助金の活用予定 (断熱材、窓・ガラス) <small>他補助金名</small> ※複数ある場合は全て記入すること 他補助金額			円
B-2 他補助金の活用予定 (玄関ドア) <small>他補助金名</small> ※複数ある場合は全て記入すること 他補助金額			円
C 補助対象経費の合計 (= (C-1) + (C-2))			円
C-1 うち、断熱材、窓・ガラス (= (A-1) - (B-1))			円
C-2 うち、玄関ドア (= (A-2) - (B-2))			円
D 交付申請額【千円未満切捨て】			
・玄関ドアがない場合			
D-1 $C \times 2 / 3$ 又は 120 万円のいずれか小さい額			
・玄関ドアがある場合			
D-2 と D-3 の合計金額			
D-2 $(C-1) \times 2 / 3$ 又は 120 万円 - (D-3) の いずれか小さい額			
D-3 $(C-2) \times 2 / 3$ 又は 5 万円のいずれか小さい額			
※上限 120 万円/戸。うち玄関ドアは、上限 5 万円/戸。			円

**既存住宅断熱改修の手引きを
ご確認ください。**

※ 既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

(2) 断熱改修の実施による効果等

D 断熱改修の実施による CO2 削減効果	t-CO2/年
-----------------------	---------

4 現在の電力使用状況

直近1年間の電力使用量

*,**kWh

申請日の直近1年間の電気料金の請求書、電力会社の契約者専用ウェブサイトなどを確認して入力してください。

11. 実績報告に必要な書類

(1) 必要書類一覧

○:全員提出が必要 △:該当者のみ提出が必要 -:提出不要

No.	書類名	補助対象設備				チェック
		太陽光 発電設備	蓄電池	HEMS	エコ キュート	
1	実績報告書(様式第9号)	○	○	○	○	□
2	契約書等の写し	○	○	○	○	□
3	補助事業に係る支出を証する書類の 写し	○	○	○	○	□
4	【補助対象事業に係る設備利用者がD R/VPP事業に参加する場合】 事業に参加することが分かる書類	△	△	△	△	□
5	設置後の写真	○	○	○	○	□
6	導入設備の実際の設置図	○	○	○	○	□
7	太陽電池モジュールの公称最大出力及 びパワーコンディショナの定格出力が 分かる書類の写し	○	-	-	-	□
8	蓄電池の蓄電容量及びパワーコンディ ショナの定格出力が分かる書類の写し	-	○	-	-	□
9	補助対象設備の能力が分かる書類の 写し	-	-	-	○	□
10	その他市長が必要と認める書類	△	△	△	△	□

【電力会社が提供する再エネメニューの申込みについて】

本手引きP. 5のコラムに記載のとおり、「脱炭素先行地域」では、住宅で使用する電力を 100%再エネ由来とする必要があり、電力会社が提供する再エネメニューを契約する必要があります。

本市の「脱炭素先行地域」の共同提案者である東北電力が提供する対象地域限定の再エネメニュー(0.6円/kWh)の契約を希望する方は、実績報告時に上記の書類に加えて、「仙台市再エネメニュー」加入申込書を必ず提出してください(「仙台市再エネメニュー」加入申込書は交付決定通知書に同封されています)。

実績報告時に申込書を提出いただければ、設備を導入した年度の翌々年度 4 月から再エネメニューが適用されます。

なお、東北電力以外の電力会社が提供する再エネメニューを契約する場合は、当該電力会社に申込方法等をお問い合わせください。また、設備導入後に、市に再エネメニューの契約状況を報告していただきます(設備導入の翌年度に市から契約状況に関する報告様式をお送りします)。

(2) 書類作成時の確認事項

【共通】

No.	書類名	確認事項
1	補助金実績報告書(様式第9号)	本手引き「11.(3)実績報告書の記入方法」をご確認ください
2	契約書等の写し	・補助対象設備の導入に係る工事の契約書等で、経費の内訳の分かるものとしてください。契約書そのものに経費の内訳が無い場合は、別途内訳書類を作成の上、提出してください。 ・申請者が初期ゼロ事業者の場合は、初期ゼロ事業者が、設備の購入や設置工事に関して関係事業者と締結した契約書の写しを提出してください。
3	補助事業に係る支出を証する書類の写し	申請者の氏名(フルネーム)及び設置工事に係る費用を負担したことが分かる内容を記載したものとしてください。
4	【補助対象事業に係る設備利用者がDR/VPP事業に参加する場合】 事業に参加することが分かる書類	当面の間、本書類の提出は不要とします。 実績報告時までには、必ず東北電力へのDR参加申込を完了してください(申込が完了していない場合、交付額の確定ができません)。
6	導入設備の実際の設置図	平面図、機器配置図にて、設備の設置場所を特定するとともに、システム系統図及び単線結線図等で各設備間のシステム構成を明確にしてください。 また、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できるものとしてください。 なお、機器配置図等には、設置後の写真の撮影位置及び番号を記載してください。

【太陽光発電設備】

No.	書類名	確認事項
5	設置後の写真	導入設備の次の部分について、必ず撮影してください。 ・全ての太陽電池モジュール ・パワーコンディショナ また、7 で提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを確認するため、銘板等も必ず写してください。なお必ずカラー写真としてください。
7	太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナの定格出力が分かる書類の写し	メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等を提出してください。

【蓄電池】

No.	書類名	確認事項
5	設置後の写真	<p>導入設備の次の部分について、必ず撮影してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池本体 ・パワーコンディショナ ・蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ <p>また、8 で提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを確認するため、銘板等も必ず写してください。なお必ずカラー写真としてください。</p>
8	蓄電池の蓄電容量及びパワーコンディショナの定格出力が分かる書類の写し	メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等を提出してください。

【HEMS・高効率給湯器(エコキュート)】

No.	書類名	確認事項
5	設置後の写真	<p>設備本体(附帯の機器も含む)の全体を必ず撮影してください。また、9 で提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを確認するため、銘板等も必ず写してください。なお必ずカラー写真としてください。</p>
9	補助対象設備の能力が分かる書類の写し	メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等を提出してください。

(3) 実績報告書の記入方法

様式第9号（第12条関係）



仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金実績報告書

軽微な誤りは、申請者に確認の上、代筆にて修正することがありますので、申請書の「捨印」欄への押印にご協力ください。

令和6年*月*日

(あて先) 仙台市長

〒****-****

申請者の住所又は所在地 **仙台市泉区紫山*丁目**番地**

電話番号 *****-***-******

E-Mail *******@***.co.jp**

申請者の氏名又は名称 **松井 泉**



認印（シャチハタ不可。捨印と同じもの）

令和6年*月*日付け仙台市（環脱先）指令第**号により交付決定を受けた補助事業について、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

交付決定通知書に記載されている情報を転記してください。

1 補助事業の実績を報告する対象住宅の所在地

仙台市泉区紫山***丁目**番地**

該当するものにチェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。

2 補助対象事業の概要

導入したの補助対象設備	導入手法
<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電設備	<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池	<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input checked="" type="checkbox"/> HEMS	<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 電力販売 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> 高効率給湯器	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース
<input type="checkbox"/> 既存住宅断熱改修	<input type="checkbox"/> 申請者実施

3 補助対象経費等の概要

事業全体		
A 補助対象経費の合計	3,975,300	円（税抜）
B 活用する他補助金の合計	0	円（税抜）
C 交付決定額の合計	2,650,000	円（税抜）

4 補助対象設備の内容

■ 4-1 太陽光発電設備

(1) 導入設備の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	*,*,*,*,* 円
		労務費	*,*,*,* 円
		直接経費	*,*,*,* 円
	（間接工事費）	共通仮設費	*,*,*,* 円
		現場管理費	*,*,*,* 円
		一般管理費	*,*,*,* 円
	付帯工事費		*,*,*,* 円
	機械器具費		*,*,*,* 円
	測量及試験費		*,*,*,* 円
設備費	設備費		*,*,*,* 円
業務費	業務費		*,*,*,* 円
事務費	事務費		*,*,*,* 円
A 補助対象経費の小計			1,500,100 円
B 他補助金の活用状況	他補助金名	(—)	
※複数ある場合は全て記入すること	他補助金額	0 円	
C 補助対象経費の合計 (=A-B)			1,500,100 円
交付決定額(=C×2/3または1/2)【千円未満切捨て】			1,000,000 円

※ 既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

※ 太陽光発電設備のみを導入する場合は、補助率は1/2となります。

(2) 設備導入による効果等

D 発電出力（太陽電池モジュールの公称最大出力）	*,* kW
E パワーコンディショナの定格出力	*,* kW
F 年間の想定自家消費電力量	*,*,* kWh
G 年間の想定発電量	*,*,* kWh
H 自家消費率 (F÷G×100) ※30%以上であること	45 %
I 導入設備のCO2削減効果	*,* t-CO2/年

■ 4-2 蓄電池

(1) 導入設備の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	*,*,*,*,* 円
		労務費	*,*,* 円
		直接経費	*,*,* 円
	（間接工事費）	共通仮設費	*,*,* 円
		現場管理費	*,*,* 円
		一般管理費	*,*,* 円
	付帯工事費		*,*,* 円
	機械器具費		*,*,* 円
	測量及試験費		*,*,* 円
設備費	設備費		*,*,* 円
業務費	業務費		*,*,* 円
事務費	事務費		*,*,* 円
A 合計			2,100,100 円
B 他補助金の活用状況	他補助金名	(—)	
※複数ある場合は全て記入すること	他補助金額	0 円	
C 補助対象経費の合計 (=A-B)			2,100,100 円
交付決定額 (=C×2/3) 【千円未満切捨て】			1,400,000 円

※ 既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

(2) 設備導入による効果等

D 蓄電容量	*,* kWh
E パワーコンディショナの定格出力	*,* kW

■ 4-3 HEMS

導入設備の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	***,*** 円
		労務費	***,*** 円
		直接経費	***,*** 円
	（間接工事費）	共通仮設費	***,*** 円
		現場管理費	***,*** 円
		一般管理費	***,*** 円
	付帯工事費		***,*** 円
	機械器具費		***,*** 円
	測量及試験費		***,*** 円
設備費	設備費		***,*** 円
業務費	業務費		***,*** 円
事務費	事務費		***,*** 円
A 合計			375,100 円
B 他補助金の活用状況	他補助金名	(—)	
※複数ある場合は全て記入すること	他補助金額	0 円	
C 補助対象経費の合計 (=A-B)			375,100 円
交付決定額 (=C×2/3) 【千円未満切捨て】			250,000 円

※ 既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

□ 4-4 高効率給湯器

(1) 導入設備の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
測量及試験費		円	
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
A 合計			円
B 他補助金の活用状況		他補助金名	()
※複数ある場合は全て記入すること		他補助金額	円
C 補助対象経費の合計 (=A-B)			円
交付決定額 (=C×2/3) 【千円未満切捨て】			円

※ 既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご留意ください。

(2) 設備導入による効果等

D 導入機器のCO2削減効果	t-CO2/年
----------------	---------

□ 4-5 既存住宅断熱改修

(1) 断熱改修に係る補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費 (税抜)
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	(間接工事費)	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
測量及試験費		円	
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
A 合計			円
A-1 うち、断熱材、窓・ガラス			円
A-2 うち、玄関ドア			円
B-1 他補助金の活用予定 (断熱材、窓・ガラス、 <small>他補助金名</small>) ※複数ある場合は全て記入すること 他補助金額			円
B-2 他補助金の活用予定 (玄関ドア) ※複数ある場合は全て記入すること 他補助金額			円
C 補助対象経費の合計 (= (C-1) + (C-2))			円
C-1 うち、断熱材、窓・ガラス (= (A-1) - (B-1))			円
C-2 うち、玄関ドア (= (A-2) - (B-2))			円
D 交付決定額【千円未満切捨て】			
・玄関ドアがない場合			
D-1 $C \times 2 / 3$ 又は 120 万円のいずれか小さい額			
・玄関ドアがある場合			
D-2 と D-3 の合計金額			
D-2 $(C-1) \times 2 / 3$ 又は 120 万円 - (D-3) の いずれか小さい額			
D-3 $(C-2) \times 2 / 3$ 又は 5 万円のいずれか小さい額			円
※上限 120 万円/戸。うち玄関ドアは、上限 5 万円/戸。			

**既存住宅断熱改修の手引きを
ご確認ください。**

※ 既設の設備に係る撤去・処分費は補助対象外です。補助対象経費には含まないようご注意ください。

(2) 断熱改修の実施による効果等

D 断熱改修の実施による CO2 削減効果	t-CO2/年
-----------------------	---------

5 補助事業の開始及び完了の日

開始日 令和6年9月1日

切替月は、遅くとも補助金を活用して設備を導入した年度の翌々年度4月としてください。

完了日 令和6年9月1日

6 再エネ100%電力の契約（予定）状況

(東北電力の場合)自由料金プランを記載してください。
(新電力会社の場合)再エネ100%電力プランの名称を記載してください。

再エネメニュー切替月	年 月 (予定: 令和8年4月)
契約先 (電力会社)	**電力
契約プラン	***スマートプラン

【補助事業者が東北電力の提供する再エネメニューを申し込む場合】

以下のことを誓約します。

市が電力供給の契約状況を東北電力株式会社に対し照会することに同意すること

【補助事業者が初期費用ゼロサービス事業者であり、初期費用ゼロサービス利用者が東北電力の提供する再エネメニューを申し込む場合】

以下のことを誓約します。

市が電力供給の契約状況を東北電力株式会社に対し

内容をよく確認して、チェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。
申請者が初期ゼロ事業者の場合、利用者本人が宣誓事項のチェック（塗りつぶし又はレ点）、押印等を行ってください。

初期費用ゼロサービス利用者の氏名

印

7 DR/VPP事業への参加申込状況（当該事業に参加しない場合は記入不要）

申込完了年月

令和6年9月

※ 申込完了後に実績報告を行ってください。

申込が完了していない場合は、受理されません。

8 添付書類

添付書類にチェック（塗りつぶし又はレ点）を入れてください。
添付書類に不備がある場合は、受理されません。

(1) 共通

- 契約書等の写し（補助事業者が初期費用ゼロサービス事業者の場合にあつては、当該初期費用ゼロサービス事業者と設備の施工等を行う事業者との間で締結される契約書又はこれに代わるもの）。補助事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの
- 補助事業に係る支出を証する書類の写し
- 補助事業に係る設備利用者がDR/VPP事業に参加する場合は、当該事業に参加することが分かる書類

(2) 設備関係

- 【太陽光発電設備】導入設備の次の部分について、設置後の写真（定格出力等が分かる書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること）
ア 全ての太陽電池モジュール イ パワーコンディショナ
- 【太陽光発電設備】導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類）又はこれに代わるもの
- 【太陽光発電設備】太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナの定格出力が分かる書類の写し（例：メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等）

- **【蓄電池】** 導入設備の次の部分について、設置後の写真（蓄電容量等が分かる書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること）
 - ア 蓄電池本体
 - イ パワーコンディショナ
 - ウ 蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ
- **【蓄電池】** 導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類）又はこれに代わるもの
- **【蓄電池】** 蓄電池の蓄電容量及びパワーコンディショナの定格出力が分かる書類の写し（例：メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等）
- **【HEMS・高効率給湯器】** 導入設備について、設置後の写真（設備能力の分かる書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること）
- **【HEMS・高効率給湯器】** 導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類）又はこれに代わるもの
- **【HEMS・高効率給湯器】** 補助対象設備の能力が分かる書類の写し（例：メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等）
- **【既存住宅断熱改修】** 工事内容を証明する書類（使用した材料のメーカーや代理店等が発行した出荷証明書又は納品書の写し等）
- **【既存住宅断熱改修】** 補助事業の実施状況を示す写真
- **【既存住宅断熱改修】** 補助事業者が買取再販事業者等であって、補助事業を実施した住宅を住宅購入者に販売する場合、本要綱による補助金相当分が住宅購入者に還元されたことが分かる書類

12. 補助金の交付

補助金交付請求書の内容が適正であるときは、当該請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。適宜通帳等でご確認をお願いします。

なお、請求書を提出してから補助金の振り込みまで14日程度期間を要する場合があります。特に年末と年度末は会計処理が集中するため、振り込みまでお時間をいただく場合があります。

13. 取得財産の管理・処分

この補助金により取得した設備を補助金の目的以外の用途に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。また、補助金により取得した設備を処分(譲渡、交換、貸付、廃棄など)しようとするときは、本市へ財産処分承認申請書(様式第12号)を提出し、承認を受けなければなりません(※)。未承認のまま財産処分が行われた場合、仙台市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求められます。事前に仙台市環境局先行地域推進室までお問い合わせください。

※ 取得単価が50万円未満の財産は処分制限対象外ですが、補助事業の完了後においても管理するための台帳を備え、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければなりません。

14. 自家消費割合の報告

太陽光発電設備に係る補助事業者は、自家消費割合実績報告書(様式第13号)の提出が必要です。本市から提出についてのご案内を通知しますので、指定された期日までに提出してください。

15. 再エネ100%電力契約状況の報告

補助事業により設置した設備利用者等は、本市から提出を求められた場合、本市が指定する期日までに、再エネ100%電力契約状況報告書(様式第14号)の提出が必要です。

16. 補助事業完了後の市への協力

補助事業が完了した方に対しては、補助事業の効果を確認するため、導入した設備の使用状況等のデータの提供にご協力いただくことがあるほか、市が取り組んでいる「脱炭素都市づくり」や「資源循環都市づくり」の推進に向け、当該事業に関するアンケート等をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。